

平成30年2月5日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年2月5日(月)
午後14時00分～15時16分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件
議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件
議案第42号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他

出席委員 19名

1番 高田 法定	11番 荒木 貞道
2番 宇川 傳治	12番 日光 善治
3番 中島 一朗	13番 三輪 和雄
4番 古村 正夫	14番 大谷 文男
5番 山崎 和英	15番 西尾 信秋
6番 田悟 敏子	16番 島倉 博
7番 中村 重樹	17番 水上 俊秀
8番 和田 俊信	18番 杉森 清弘
9番 青島 由弘	19番 吉江 秀一
10番 高藤 孝一	

欠席委員 20番 前田 真一郎

平成30年2月5日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>雪が降るのはもううんざりというところでございます。皆様には除雪とか、また足場の悪いところ、こうして総会にご出席いただいて、ありがとうございます。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会2月総会を開催いたします。よろしくお願ひします。ただいまの出席委員は19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は〇〇委員さんです。本日の議事録署名委員を指名いたします。〇〇番の〇〇委員さん〇〇番の〇〇委員さんにお願ひいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第40号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計4件</p> <p>○議案第41号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計2件</p> <p>○議案第42号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。それでは議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明させていただきます。お願ひします。</p>
事務局	<p>議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番11番は面積が7,970㎡で、贈与により所有権移転を行おうとするものです。位置図については、1ページから3ページをご覧ください。</p> <p>受付番号12番は面積が8,686㎡で、贈与により所有権移転を行おうとするものです。位置図については4ページをご覧ください。</p> <p>受付番号13番は面積が3,646㎡で、売買により所有権移転を行おうとするものです。位置図については、5ページから7ページをご覧ください。</p>

	<p>受付番号14番は面積が114㎡で、売買により所有権移転を行おうとするものです。位置図については、8ページから9ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項の各号には許可できない場合が掲げられていますが、これらの申請は、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号11番について、〇〇地区担当の〇〇より、調査報告いたします。</p>
〇〇委員	<p>受付番号12番も、親子三代の所有権の移転、要するに生前贈与のお話になりますので、一括してお話させてください。11番の譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんは〇〇さんの息子さんです。〇〇さんは〇〇歳、〇〇さんが〇〇歳になります。〇〇さんは、皆さんご存知かもしれませんが、〇〇をされていた方でございます。田の7,935㎡と畑35㎡を併せて7,970㎡を所有権移転したいということでもあります。続いて、12番はご住所が〇〇になっておりますが、こちらは〇〇さんの息子さんです。〇〇さんが譲受人、譲渡人が〇〇さんです。田で8,686㎡を所有権移転したいというものでございます。〇〇さんは〇〇歳です。〇〇代の頃は会社員として働いていましたが、お祖父さんの〇〇さんが農業をしていたので、ぜひお祖父さんの後を継ぎたいということで農業をされています。〇〇代の頃に〇〇にお家を建てられたので、現在は〇〇にお住まいではありませんが、〇〇の〇〇へ来て耕作されています。ご覧の通りちょうど良い具合に11番と12番、地積が8,000㎡と7,000㎡となっております。生前贈与ということで課税猶予が〇〇万円ということで、それを超えないように息子と孫に生前贈与をしたいということです。〇〇歳ですので、〇〇さんのお話によると、いつどうなるかわからないし、元気なうちに贈与をしたいということでした。〇〇という〇〇もやっていたらっしゃるのですが、そこからお互い機械を借りて自分の所は耕すという風にやっていくと聞いております。位置図の1ページ、こちらは〇〇さんの所へ行く分です。2ページ目は縮小した地図ですが、こちらを分かりやすくしたものが3ページ目の図面、ここが唯一どうなのかなと思ったところでしたので、再度しっかり確認して参りました。あとの</p>

	<p>田んぼについては、普段私もこの近くで耕作しておりますので、よくわかりますが普通の田んぼです。3ページの墓地の横の〇〇番地につきましては、積雪の中ではありましたが、イチジクの木がなっておりました。ですので、畑地なのだなと確認できました。以上です。よろしくお願い致します。</p>
〇〇委員	<p>2件まとめて報告してしまいましたが、11番、12番について、何かご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>〇〇さんの息子さんが。</p>
〇〇委員	<p>〇〇さんです。</p>
会長	<p>よろしいですか。それでは、受付番号13番について、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員より調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>皆さん、ご苦労様でございます。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。〇〇さんご覧の通り住所が〇〇になります。お子さんもお孫さんもおられますが、田んぼを所有したくないということで、〇〇さんの方から〇〇さんの方になんとか田んぼを買ってくれないかと相談されて、〇〇さんが承諾されて、売買の契約をしているということでもあります。位置図については5ページ、ご覧の通り、〇〇さんの会社のすぐ横と後ろになります。元々、〇〇さんが耕作されていたので、そのまま続けてされるということです。以上です。</p>
会長	<p>それでは、続けて受付番号14番について、〇〇委員より調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>14番は譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。位置図の5ページをご覧ください、〇〇さんと書いてある宅地があると思いますが、〇〇の隣に細い田んぼが114㎡あります。こんな小さい田んぼを残しておいてもどうしようもないので、ついでに〇〇さんに買ってもらえないかと相談をされて、〇〇さんも快く買われたということです。位置図の9ページに、〇〇さんの隣に細い田んぼがあります。〇〇さんの会社のすぐ隣にあります。〇〇さんにお子さんもおられますが、相続はしたくないという話です。今回はこれだけですが、まだた</p>

	<p>くさん田んぼがありますので、いずれまた〇〇さんに買って下さいということが決まっているそうです。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第40号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第40号について「承認」といたします。続いて、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。お願いします。</p>
事務局	<p>議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明します。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号32番は、面積が375㎡で、住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、10ページから13ページをご覧ください。</p> <p>受付番号33番は、面積が370㎡で、住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、14ページから17ページをご覧ください。</p> <p>受付番号32番について、補足の説明をいたします。議案書の2ページをもう一度ご覧ください。こちらに記載してありますが、この申請に係る土地は、登記簿上の所有者は〇〇さんですが、すでに死亡されており、相続の登記がなされていない状態となっています。そのため、法定相続人が連名で農地法5条の申請をされているのですが、法定相続人である〇〇さんのお子さん3名のうち、1名が相続放棄をされています。ですから、こちらにはお名前が記載されておりません。もう1名は、〇〇さんという方ですが、不在者(行方不明)であり、弁護士〇〇さんが裁判所の選任を受けて不在者財産管理人となっています。残る1名が〇〇さんという方でして、〇〇さんと〇〇さんの不在者財産管理人である弁護士の〇〇さんの連名で譲渡人として申</p>

	<p>請をされています。譲受人は〇〇さんとその妻である〇〇さんであり、持分を設定した共有名義で譲受人となっているため、こちらも連名で申請されています。</p> <p>以上の申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>では、受付番号32番について、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員より調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、32番についてご報告させていただきます。譲受人は〇〇の〇〇さん、外1名ということでご夫婦です。譲渡人は、〇〇の〇〇さんと不在者〇〇さんの不在者財産管理人である〇〇の弁護士の〇〇さんです。こちらの案件は大変複雑で、相続の登記が未登記で相続人は連名で申請されております。相続人が3名おられますが、その内1名が相続放棄をされて、裁判所の方から相続放棄の書類が提出されております。それからもう1人の〇〇さんは行方不明で、裁判所から選任を受けた不在者財産管理人で弁護士の〇〇さん。それからもう1人が〇〇さん、以上の2名で申請されています。申請地は〇〇の〇〇番地、位置図は11ページの黄色い所になります。〇〇の昔の〇〇の近くになります。黄色い所の横に地目が田で〇〇番、今申請された所と一緒に平成9年に基盤整備されたときに地盛りをして畑の状態になっているということです。その横に地目が田で〇〇さんですね。ここに1枚だけ水田があります。この水田の水口がこの地図から言うと上の方と下の方にありますが、用水に関しては特に問題はありません。隣接者に伺ってきたところ、土盛りをしてある所はしばらくは畑をされていたそうです。それから、隣の〇〇さんが請け負って2、3回草を刈って管理をされていたそうです。〇〇さんは〇〇の方ですので、電話で確認しましたところ、申請理由として、今お住まいの一般住宅が狭いのと、〇〇さん自体が元々〇〇の出身の方で、お墓もこちらにあるということで、こちらにお家を持ってきたいということでした。それから、雨水や生活用水について聞いた所、ご本人は建築屋さん任せであるということで、建築屋さんへ電話で確認したところ、雨水に対しては既存の道路の所の側溝へ、生活用水については公共樹へ出すということです。申請にあたって地区の生産組合長さん、区長さん等からの同意書も出ております。ひとつよろしくお願ひしたいと</p>

	思います。以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、受付番号33番について、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>ご苦労様でございます。それでは、受付番号33番についてご報告させていただきます。譲受人は〇〇さんで、譲渡人は〇〇さんです。申請地は〇〇で、面積は370㎡です。住宅敷地として30年の使用貸借権で契約をされました。〇〇さんと〇〇さんは親子です。現在、息子さんの〇〇さんは、お嫁さんとお子さんの3人で〇〇地内のアパートにお住まいです。今後アパート代を払い続けると消費税が10%になると高くなるということで、今回息子さんの住宅敷地として、お父さんとお話をされて、今回のお話に至った訳です。位置図の14ページをご覧ください。そちらの〇〇番地です。隣の〇〇番地と〇〇番地は農地です。こちらの両名と、区長さんからの同意書も出ております。現地を確認に行ってみりましたが、雪で確認できる状態ではありませんでした。そこで、お父さんにお話を伺ってきました。昨年まで〇〇営農組合さんに耕作してもらっていたそうです。田んぼで間違いのないと思います。この後宅地の整備をするにあたって、区画整備事業になっていまして、宅地の排水は道路の側溝に、下水については市の施設に流すということです。何よりも早めに建てたいそうです。こちらの上に〇〇さんのお宅がございます。〇〇さんの近く、こちらがお父さんのお宅です。100mの所にありますので、お父さんの所にお子さんを預けて、早く奥さんも働きたいということです。よろしくお願い致します。以上です。</p>
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第41号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは、「異議なし」として、議案第41号については、「承認」

	<p>といたします。続いて、議案第42号「農用地利用集積計画の制定について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第42号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。内訳につきましては、議案4ページの利用権設定集計にありますように。</p> <p>「10年以上」の利用権設定が3件で、面積が9,669㎡であり、新規が2件、更新が1件です。</p> <p>「6年以上10年未満」、「3年以上6年未満」「1年以上3年未満」はありません。</p> <p>こちらの詳細については5ページ目に書いてありますが、すみません。一つ、訂正させてください。この中の番号87番の利用権の設定を受ける者の欄に、〇〇さんと記載してありますが、こちらの記載ミスでありまして、正しくは、〇〇の〇〇さんであります。すみませんでした。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第42号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、「異議なし」として、議案第42号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>続いて、協議事項1、「農業次世代人材投資事業」について、農林課の〇〇より説明していただきます。お願いします。</p>
農林課 〇〇	<p>農林課の〇〇と言います。よろしく申し上げます。それでは、私の方から協議事項1「農業次世代人材投資事業について」ご説明させていただきます。7ページの資料1をご覧ください。小矢部市はこれまで新規就農者に対するサポート体制としまして、28年度までは青年就農給付金という制度を行っておりました。それが、29年の9月から農業次世代人材投資事業という名称に変わりました。これまでは、経営開始契約に審査会等で農協や高岡振興センターで審査をしてお</p>

	<p>りましたが、これが今年から高岡振興センターやJ A、営農指導員、金融機関、そして農業委員会の皆様に参加してもらおうという制度に変わってくるということになりました。それから、皆様の方に経営技術、資金、農地という分野について、新規就農者1人について、チームとしてサポートしていただきたいという風が変わって来ました。その農地という所に、農業委員さんの皆様に参加していただくということに、今年から変わって来ることになります。現在、この青年就農給付金制度を活用している方が〇〇地区に1名いらっしゃいます。制度が途中で変わるということになるんですが、青年就農給付金からそのまま農業次世代人在投資事業に引き続き繋いでいくこととなります。この〇〇地区におられる1名の方に対して、来年度の平成30年にサポートチームとして、中間評価を行っていただきたいと思っております。また、これから各地区で新規就農者の方が入ってこられると思うので、その時は各地区の農業委員さんにご協力していただいて、サポートをしていただきたいということをお願いしたいと思っております。協議事項の方に上げさせていただきます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
事務局次長	<p>今回、農業委員さんの業務の中にも入ってくるんですが、今までは青年就農給付金という交付金を資料の記載にありますような内容で県と市で審査をした形で交付金を支給する体制でやっておりました。29年度からは農業委員さんの業務と併せて、農業次世代人材投資事業という名称が変わって、右側にありますようなJ Aや金融機関や農業委員会の方々にも参加していただいて、サポート体制を構築していくというものになってきたものであります。これが一つの受給者の方への交付金の要件となってきたものですから、今日皆様方にお知らせをして、今回〇〇地区の方に1名おられるものですから、〇〇委員さんに来年度から1年間試行期間としまして、お願いしたいと思っております。また今後新規就農者が出て来られれば、その地区の委員さんにサポート体制に協力をしていただきたいと思っております。</p>
会長	<p>〇〇地区の新規就農者と言われましたが、どういうタイプの方ですか。元々、農家ではない方なのですか。</p>
事務局	<p>〇〇地区の方は、お父様が〇〇の〇〇さんのお子様です。〇〇を作</p>

	<p>っていらっしゃる方です。農業委員さんをお願いしたいことは、農地についてです。新規就農者さんがご相談したいことがあるとか、お願いしたいことがあるとか。例えばお家の周りで作っていたけど、経営の調子が良くなってきたので、軌道に乗ってきたので、規模を拡大したいという時に、どこか農地を譲っていただける方や貸していただける方を探されるとき、就農者さんがそう思われたときに、相談を受ける窓口になっていただきたいというのがこの制度の主旨なんです。経営技術、資金、農地についてサポートする体制を今後作っていかねければいけないという風に国の要綱で決められたことなので、経営技術とか、資金については別の方が市の方でサポートチームを構成しますけれども、このチームの一環として農地についてご相談があった時には、ぜひ農業委員さんが窓口になっていただいて、ご相談に乗っていただきたいというのが今回のお願いの主旨です。</p>
〇〇委員	<p>ということは、この農業委員会の中でそういうことがありましたという報告があるということですか。報告をしないといけないのですか。</p>
事務局	<p>そこまではお願いしませんが、但し、今年度、29年の7月に農業委員会の制度の改正がありまして、新しく農業委員さんになっていただきました。制度改正があった時には農地利用の最適化の推進ということで、3つの柱があって委員さんにしていただくお仕事の中で必須業務になったものがあります。以前からご説明させていただいておりますが、1つが農地の利用集積、もう1つが荒廃農地の発生防止解消、3つ目に新規就農の促進というのが挙げられております。なかなか委員さんや事務局の方から積極的に取り組めるテーマではないかもしれませんが、その一環として、ご相談を受けられたら、相談の内容ですとか、こういった回答をしましたとかは活動記録の方には記入していただきたいなど。あえて総会で相談の内容とかをその都度報告していただくことは求めませんが、活動記録はぜひ残していただきたいと思っております。</p> <p>支給期間は5年間。古い名称ですと「青年就農交付金」国の交付金です。29年度から国の制度の名称が変わって「農業次世代人材投資事業」、交付期間については以前からと同じ5年間です。</p>
〇〇委員	<p>継続で5年ですか。それともここからまた5年間ですか。</p>

事務局	継続で5年間です。
事務局長	通しで5年間です。
〇〇委員	もう3年目ほど経ちましたか。
事務局次長	30年度で3年目になるので、試行期間としてやってみるということです。
会長	新規就農者が現れれば、随時、担当委員さんの方をお願いをすることによってよろしいでしょうか。
事務局	そうですね。今の通常の3条、4条、5条のように地区でご担当いただいている20名の中の14名の委員さんがいらっしゃいますが、その地区のご担当の中で新規就農のお話があった時にはその地区の委員さんをサポートメンバーとして体制を構築していきたいと考えております。
〇〇委員	郵送か何かで通知は来ますか。新規就農の方がいるのでサポートして下さいというような。
事務局	最初はいきなり通知とかではなく、いきなり文書であなたはサポートメンバーになりましたというような堅苦しいものではなく、最初はお電話とかでこういったご相談があるんですよというようなご案内をすることになるかと思います。
〇〇委員	計画書を提出して、みんなで審査をして通ればなるというものだから、仮にこっちの人だったらわかるということじゃないですか。
〇〇委員	〇〇さん、去年だったか〇〇に〇〇から来られた人がおられましたよね。ああいう方は新規ではないんですか。
事務局	〇〇さんは、今法人に就農されていらっしゃるのです。農事組合法人さんの方に雇用で就農という形になっていらっしゃるのです。この国の補助金は受けていらっしゃらないです。
〇〇委員	これはいくらほどもらえるのですか。

事務局	年、150万円です。
会長	〇〇には住んでおられるんですよね。
事務局	お住まいでいらっしゃいます。
〇〇委員	私の地区に他から来て、〇〇を作ってもらっしゃる方がおられるんですが、あの方はどういう方ですか。
〇〇委員	〇〇さんですね。
事務局次長	協力隊ですね。
事務局	地域おこし協力隊ということで来られた方です。
〇〇委員	あんな方は何人もおられるんですか。
農林課 〇〇	あの方たちは、市の地域おこし協力隊で小矢部市に入ってきた方です。ございまして、そちらはまた別に国からの補助を頂いている方です。制度が違うことなので、たまたま今農林課 〇〇で〇〇作っておられる状態であって、青年就農とか農業次世代の制度を活用しているわけではございません。
〇〇委員	何でも制度があるんですね。
〇〇委員	〇〇さんがお世話されているそうです。
〇〇委員	そうみたいですね。
事務局次長	若い世代へのサポートということで、もし機会があれば農業委員さんの皆様方と一緒にサポートしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願い致します。
会長	他に無いようですので、これでよろしいかと思えます。続いて、協議事項2、「下限面積に関する『別段の面積』の設定」について、事務局より説明していただきます。

事務局

協議事項2「下限面積に関する『別段の面積』の設定」についてご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。平成21年度の農地法の改正によって、農地を取得するための経営面積の下限面積について、通常ですと5反要件とされています。50aは自分で耕作、もしくは借りて耕作していないと農地を取得することはできませんという制限がございますが、この下限面積を地域の実情によって農業委員会の判断で引き下げることができることとされました。まず、ご提案する結論から申し上げますと、小矢部市は下記の理由により下限の面積に関する『別段に面積』の設定を行わないことにしたいと考えております。理由については、2015年の農林業センサスで管内の農家で50a未満の農地を経営している農家数が4割未満であり、また地区別でも最大で32%程度であることから、農地法施行規則第17条に該当しないと思われるからであります。こちらのページの下の方に参考として、農地法施行規則を抜粋してあります。第17条に農地法3条第2号第5項の農林水産省例に定める基準は次の3つと書いてあります。これはこの別段の面積を定める時にこの条件に合致していないといけませんよということが書いてあります。③を見ていただきたいんですが、農業委員会が定めようとする別段の面積は設定区域内においてその定めようとするその面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであること。非常に分かりにくいんですが、これは何かと言いますと、別段の面積、通常であれば法律で定められている面積は50a以上ですが、この別段の面積を定めようとするときには、この面積未満で耕作している人が100分の40を下回らないように設定しなければいけないと。まだ非常に分かりにくいと思うので、次の10ページをご覧ください。10ページの一番上の表が2015年の農林業センサスの数字を抜粋したものとなっています。経営体ごとの規模、地区ごとの経営体の数がこちらに記載されています。真ん中の表を見ていただきたいんですが、経営規模ごとに経営体数の割合がどれだけになるかを計算したのがこの表になります。例えば〇〇地区内では1ha未満の経営規模の経営体の数が50%、〇〇では64%という形になっています。そこで先ほどの農地法の施行規則の第17条の③に書かれているのが、別段の面積を設定した時に、この40%を超えるラインにしないといけませんよということが書かれています。ですので、例え

	<p>ばこの0.5ha、5反を設定しようとしても〇〇では25%、〇〇では19%しかないのでどう設定しようとしても法律で定められている5反以上の面積を設定しないといけなくなってしまいますので、下げようがないという考え方になります。ですので、法律で通常定められています5反という数字を用いて、特別に面積を設定するということはないという判断で今回は案という形でご提出させていただいております。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>これ50aということは、自分で耕作していればいいんですね。持たなくても。</p>
事務局	<p>そうですね。持たなくても借りてご自分で耕作されていけば大丈夫です。もしくは、もらった後に5反を超えればOKということになります。今現在、持っていないで、借りていなくても5反以上、一気に買います、若しくは借りますということであれば、それは要件を満たしているということになります。</p>
〇〇委員	<p>一発で5反以上借りれば問題ないんでしょう。</p>
事務局	<p>はい。大丈夫です。</p>
〇〇委員	<p>3反ほどしか持っておられなくて、親が1町ほど持っておられたんですけど、そこの家の田んぼは3反しかないので買えないと言われたけど、1町3反もあったら買えたんですね。</p>
事務局	<p>買えます。</p>
事務局	<p>あくまで面積だけの要件なので、農業の経験がないとか、機械を持っていないとか、その辺の要件もあるんですが、その辺も満たしている5反以上買われますということであれば条件としては問題はないと思います。</p>
〇〇委員	<p>これまで5反以上の人は農地が買えないと言っていたのは、買えるということですね。</p>

〇〇委員	当初ゼロでもいいということですね。
〇〇委員	ゼロの人が5反以上を買うということは、農家になるという意思表示ですねよね。だけど、企業はだめなんでしょう。
事務局	企業は要件が合えば、考え方は同じです。法人として農業をやりますよということが定款に書いてあったりだとか、役員の何%が農業に従事していらっしゃるだったりとかいう要件を満たしていれば、考え方としては法人も個人も一緒です。
〇〇委員	会社があって、加工会社があって、別会社で農業をする会社をしたと。そしたら、農業をする会社は農地を5反以上を買って、いろいろな条件をクリアすれば
事務局	同じです。新規参入という考え方になるので、新規就農される方がまとめて農地を買われるのと同じです。
〇〇委員	それを隠れ蓑にして、何もしなければまた元に戻さんなん訳でしょう。
事務局	なので、その辺をクリアするためにいろいろな条件は設けられています。農地所有適格法人の条件はあります。
〇〇委員	これは県によって違うということはないですね。
事務局	10ページの下の方に例としてお示ししてあるんですが、やっぱりその地区で経営面積が非常に小さい傾向にあるものであれば、特別に面積を定めるということがありえます。なので、小矢部市の状況であればその特別な面積を定める状況にはないんですが、県内の他の市であればこういった所が、その地区を指定して、40aまで下げて設定していらっしゃいます。
会長	よろしいでしょうか。他に無いようですので、協議事項3、「農地参考賃借料(案)」について、事務局より説明させていただきます。お願いします。

事務局

協議事項3「農地参考賃借料」についてご説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。こちら農業委員会で作成しております資料のコピーを掲載しております。この資料の中の太枠で囲まれた所、農地参考賃借料という所、こちらは毎年見直しを行うことになっているので、ここの金額について今回、案としてお示しいたします。12ページをご覧ください。こちらに表としてお示ししてあるんですが、表の上から2行目、農業会議算定基準額というのがございます。これは富山県農業会議さんの方で参考賃借料の見直しを行う際の基準額と言いますか、参考の大元の数字ということで県内の各市にお示しされている金額です。昨年の29年度の見直しの際には、10,800円。28年度も同じ数字でしたので、小矢部市の方でも28年から29年度の間はこの金額を変更しないという形でおりました。今回平成30年産にかかる分ということで、県の方からお示された金額が8,700円と、結構大きく下がっております。この8,700円の下の80.6%という数字なんですけど、前回の10,800円と今回の8,700円を比べた比率で考えると前回から見ると80.6%の数字に減少しているということになっています。この80.6%という数字をさらに下の農地区分という所、金額が並んでいる数字にかけた数字が平成30年産にかかる参考金額という項目です。上が9,833円、こちらの参考金額の数字が29年の数字に80.6%を掛けた数字が出てきます。この数字を100円単位で四捨五入した数字を公表する数字。参考賃借料として小矢部市農業委員会でお示する数字を上から、9,800円、6,500円、3,200円、一番下は据え置き1,000円にしたいと思っております。この数字がページを戻りますと11ページ目の資料の太枠の中に書かれている数字、12,200円の所が 9,800円、次が6,500円、3,200円、1,000円となって公表したいと考えております。なぜこんなに金額が下がったかと言いますと、13ページ目以降に農業会議から算出の根拠となった数字の積み上げの資料を掲載しております。資料25ページをご覧ください。こちらに算出根拠の比較ということで、平成30年産分と29年産、前回の分を並べて掲載しております。まずは考え方として、粗収益というのを出します。平年の単価ですとか収量ですとか、そういったものをかけて出した数字と、後はワラ等の副産物の価格、後は戸別所得補償を足した数字が粗収益という考え方で出されています。今回30年産からは戸別所得補償にかかる数字が0円になっていると。これが今回の変更の1番大き

	<p>な理由となります。これが0円になっているので粗収益もこれだけ下がるでしょうという考え方になっています。次に生産費としてかかる経費を出します。実材費、諸々の経費を合計したものが下の四角で囲んである所を書いてあります。これも29年産と30年産の分で若干数字が変わっています。これはなぜここまで変わっているかと言いますと、29年産の数字を算出した時と30年産を算出した時では、農地の規模を、大きい農地で耕作していらっしゃるという考え方で計算し直されているそうです。細かい数字をお示しできませんが、農地の集約が進んで大規模化している中で、小さな農地でやっているという数字よりは、もう少し大きい農地で経営されているという考え方に改めるべきではないかという考え方から、こちらの経費も若干下がった形になっています。この粗収益と経費を差し引きした数字が純利益ですね。それに経営者の報酬ということで、生産費用の3%を架けたものを差し引きした数字で、純利益から経営者報酬を引いた数字が農地参考賃借料ということで地代としてお支払される金額の参考としてお示しする金額となっております。このような変更があったことから、今回8,700円を最大の数字としてお示ししたいと考えております。協議事項3については以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問ご意見等はございませんか。</p>
会長	<p>事務局がお話されましたが、これはあくまでも目安ということで、ご自分の経営に合った、余裕のある方はもっと払ってもらってよろしいですという考えで、安めに設定をしていいのかなと思って見ております。</p>
会長	<p>ご意見が無いようでしたら、この件につきましては案を取らせてもらって、よろしくお願い致します。それでは、協議事項4「小矢部市賃借料情報(案)」について、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>それでは、協議事項4「小矢部市賃借料情報(案)」についてご説明いたします。資料の28ページ目をご覧ください。協議事項3でご説明させていただいたのは、これからの数字として案としてお示ししたものです。協議事項4については平成29年1月から12月の間に設定された利用権設定、これは中間管理機構を通したのも含みま</p>

	<p>す。それを集計したものを参考として毎年委員会からホームページに掲載しておりますのでその集計結果をこちらに案としてお示ししております。集計の算出方法なのですが、利用権設定の内、0円とか1,000円で申請されているものも結構ございます。中間管理機構の設定で金額は相対で払いたいからということで0円で設定されることも多々あります。この0円というのも算出の根拠に含めると、非常に平均額が下がってしまってしまうので、0円ですとか1,000円ですとかを除いた申請を、平均を出すためにとらせていただいています。除く前ですと、年間で1,700件ですが、除いた後は750件程度になっています。この750件から地区ごとに分けた上で基盤整備が実施されている農地か否か、考え方としては、農振農用地か否かというような考え方でそれを分けまして、さらに地区ごとですとか基盤整備の実施毎に分けた後に平均値を割り出します。例えば〇〇地区で、0円、1,000円を除外したのが50件あったとします。この50件で平均を取った時に、この50件の中でも平均よりもかなり大きい数字ですとか、平均よりもかなり小さい数字もあると思いますので、その平均からプラス70、マイナス70%としたものを上限値、下限値と設定します。これを70%を超えたものは例外として扱うということで、そういう範囲をさらに設定してあまり大きな数字のぶれが出ないように設定させていただいています。その更に絞り込んだ中で再度集計いたしまして、平均値、最大値、最小値というものを算出いたします。その結果がこちらの表にある集計値となっています。こちらの説明については以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>ちょっと教えていただきたいんですが、先ほどの協議事項3で出されている農地参考賃借料と今の絡みがちょっと私分らないんですが。</p>
事務局	<p>この協議事項4の数字はあくまで過去1年間で小矢部市内で利用権設定をされたときに、実際にこういう金額で設定されましたというのを集計した数字です。過去1年間地区ごとにこういう数字で利用権設定されておりましたということでお示ししているものです。協議事項3についてはこれから30年産をやるに当たって、あくまで参考です</p>

	<p>が、地代をこういう数字でいかがでしょうかということでお示したのになります。今回は、先ほど申しあげました 7,500円の補助金が無くなるというのが大きいので30年産の分からお示した案と、昨年度の実績の数字にかなり開きはあるかと思えます。それは大きい変更があったので、これからは下がるでしょうということです。</p>
会長	<p>よろしいですか。それでは、以上で無いようですので、次に報告事項について、事務局より説明していただきます。お願いします。</p>
事務局	<p>報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 業務報告・予定 3) その他（配布物等について）</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>今のお話の中で、2月26日、農業委員会の委員としては皆さん参加でよろしいですか。</p>
事務局	<p>農地検討委員さんには基本的に参加していただくという形をお願いはしているんですが、他の委員さんにも可能であればぜひ出ていただいてご意見をお伺いして、意見交換をしていただきたいと思います。昨年もちか農地検討委員以外の方にも出ていただいていたよね。またご案内をお送りしますので、よろしくをお願いします。ちなみにこの意見交換会の後に、一席を設けて懇親会を開催いたしたいと思っておりますので、そちらの方もよろしくお願い致します。</p>
会長	<p>以上のただいまの件につきまして、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を〇〇職務代理よりお願いします。</p>

職務代理	長時間に亘り、慎重審議どうもありがとうございました。何の滞りもなく、何の問題もなく、通ったものと思っております。また、今日明日にかけて大雪が大変ひどいというようなことを言っておりますが、体に気を付けられ、それから、インフルエンザも非常に流行っているということですので各自、体に気を付けられ、また次の総会に顔を出していただきたいと思います。本日は大変どうもご苦労様でございました。
	— 2月総会終了—

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

平成 30 年 2 月 5 日

会長 高 田 法 定

議事録署名委員 1 4 番 大 谷 文 男

1 5 番 西 尾 信 秋